

## ブリーフィング・メモ

### シリアの化学兵器使用と化学兵器禁止条約

理論研究部社会・経済研究室教官 田中 極子

#### はじめに

2013年8月21日、シリア内戦において、市民に対し化学兵器が使用された疑いが国際的に大きく報じられた。これに対して、米国オバマ大統領がシリアへの軍事介入の可能性を示唆したが、結果的に、シリアが化学兵器禁止条約(CWC)に加盟し、化学兵器禁止機関(OPCW)の監視下で化学兵器を廃棄することとなった。この事案をとおして、2013年は、化学兵器が国際安全保障上の課題として改めて認識され、さらにはOPCWがノーベル平和賞を受賞したことにより、化学兵器の問題が注目された年であった。本稿では、シリアにおける化学兵器の使用に対する国際的な対応の経緯を踏まえ、あらためて化学兵器の現代的な特徴と、その管理レジームであるCWCの意義を考察する。

#### シリアにおける化学兵器の使用

シリアでは、2011年3月から内戦が勃発しており、アサド政権は、2012年7月時点で化学兵器の保有を認めるとともに、シリア国内で使用する意図はないが、国外からの介入に際してはこれを使用する用意があることを示唆していた。その後、2013年3月にシリアにおける化学兵器の使用疑惑が発生し、アサド政権側及び反政府勢力側の双方が、相手側による使用であることを主張すると同時に、アサド政権は、潘基文国連事務総長に対して公式に化学兵器の使用に関する調査を要請した。この要請に基づき、8月18日に国連調査団がシリアに派遣されたのであるが、直後の8月21日に、シリア反体制派組織の「シリア国民連合」は、ダマスカス近郊のゴータをはじめとする10数箇所で、1000人規模の一般市民を巻き込む化学兵器がシリア軍により使用されたことを発表した。これを受け、国連調査団は、急きょ調査の対象をゴータに変更し、その報告において化学兵器が使用されたことを断定した。国連調査団は、今回の調査のマンデートには、誰が使用したかを検証することは含まれていないとして明言していないが、米国政府は、国連調査団の報告に先立ち、8月30日にシリアの化学兵器使用疑いに関する評価を行い、アサド政権による使用であると結論付けた。

8月21日に発生した化学兵器の使用がアサド政権側によるものであるとの疑惑が高く、また、子供や女性を含む一般市民が化学兵器に苦しむ映像が世界的に報道されたこともあり、オバマ大統領は、シリアに対して軍事攻撃を辞さない態度を示唆した。これに対して、8月30日、当初米国に同調して軍事攻撃を示唆していた英国政府は、議会が軍事介入を否決したことを受けて態度を変えた。この決定についてミリバンド労働党首は、英国国民はシリアでの化学兵器の使用を深く懸念しているが、イラクの教訓を活かし、戦争を急ぐのではなく国際社会と協調して正しい道を進むことを求めていると発言している。英国の決定を受けて、オバマ大統領も、8月31日に、シリアに対する軍事介入の是非を議会に問うことを発表した。軍事介入には民主党内で賛否が分かれており、他方、シリアへの介入を強く進言していた共和党内においても、オバマによる介入計画が十分ではないとして支持を取り付けられないであろうと

の見方が強まっていた。また、フランスにおいても、オランダ大統領が8月30日に、英国の決定にも拘わらず米国とともに軍事介入を追求する発言をしたが、その一方で、過半数の国民がシリアへの軍事介入に反対していることも示されていた。オランダ大統領は、EU諸国に対しても軍事介入への支持を要請していたが、EU28カ国の首脳の多くが軍事介入に消極的であり、ドイツのメルケル首相は、早い段階から軍事介入を支持しないことを明言していた。

欧米諸国において軍事介入をめぐる議論が行われる一方で、ロシアのプーチン大統領は軍事介入に批判的であり、国際管理の下で化学兵器を廃棄すべきとの立場をとっていた。9月9日には、G20サミットでロシアを訪問中であったオバマ大統領とプーチン大統領が、シリアの化学兵器を国際管理下に置くことを話し合ったことが報道されている。翌9月10日には、オバマ大統領は、シリアが化学兵器を国際管理下に置くのであれば、シリアへの軍事攻撃の計画を取り下げると表明した。また、プーチン大統領は、9月11日、『ニューヨーク・タイムズ』紙に寄稿し、シリアの化学兵器の使用は反政府勢力側による可能性があることを示すとともに、問題の解決は国際法に則るべきであることを米国民に対して呼びかけている。

結果的に、アサド政権がCWCを批准する姿勢を示したことから、9月14日にスイスのジュネーブで開催されたケリー米国務長官とラブロフ露外相の会談において、シリアの化学兵器をOPCWの監視下で廃棄するタイムラインが合意された。また、同日付で、シリア政府は国連事務総長に対し、CWCへの加入文書を寄託した。米国およびロシアにより合意されたタイムラインは、9月27日に開催されたOPCW執行理事会特別会合(第33回会合)において採択され(EC-M-33/DEC.1, 27 September 2013)、続いて国連安全保障理事会において全会一致でOPCWの決定を支持する決議第2113号が採択された(S/RES/2118, 27 September 2013)。こうして、シリアの化学兵器の問題に対しては、軍事介入により対応するのではなく、シリアをCWCの枠組みに組み込むことを通して対処することが決定されたのである。

この決定を通して、化学兵器の問題を多国間主義に基づき対処することの意義が改めて示されたものといえよう。シリアの状況は、アサド大統領が9月18日にFox Newsのインタビューに応じ、「内戦ではなく戦争である」と明言しているように、近隣諸国を含めた様々な国籍の勢力が入り混じり、1,000に及ぶ武装勢力が介在するとも言われる状況にあることから、軍事介入により容易に解決できる問題ではない。それに加えて、より一層重要な事として、化学兵器はアサド政権のみならず反政府勢力側が入手している可能性をロシア政府が指摘するように、化学兵器は拡散が容易であるという特徴がある。化学兵器の禁止という規範を維持するためには、シリアをCWCの枠組みに取り込み、化学兵器を廃棄し、その使用を全面的に禁止していくことが極めて重要なのである。そこで、改めて化学兵器の現代的な特徴及びCWCにおける化学兵器の禁止に向けた取組みを述べる。

### 化学兵器の現代的特徴

化学兵器は、第1次世界大戦において大規模に使用されたが、第2次世界大戦以降、国家間の戦争において毒性化学物質が使用された例としては、1960年代のベトナム戦争と1980年代のイラン・イラク戦争がある。ベトナム戦争においては、米軍が捕虜になった米兵を救出する目的や、ヘリコプターの着陸場所周辺で敵の狙撃を阻止したり、ヴェトコンに拘束された女性や子どもを地下トンネルから救出す

る目的のために毒性化学物質が用いられ、米国はその使用を暴動鎮圧目的であったと整理している。イラン・イラク戦争における化学兵器の使用は、戦況を左右したというよりは、イラン政府が大々的にイラクによる化学兵器使用に対する抗議活動を展開し、それにより国際社会の注意を喚起したことからプロパガンダ兵器であったと評価されることもある。これらの例にみられるように、第2次世界大戦以降は、毒性化学物質の使用の目的が多様化している。さらに、上記シリアの例にみられる化学兵器の使用は、国家間での戦争における使用ではなく、治安や政治的安定を確保できずに、政府が自国民に対して化学兵器を使用したことが疑われる例である。同様の例として、イラン・イラク戦争末期に、イラクのフセイン政権が北部のハラブジャで自国のクルド系住民に対して化学兵器を使用したことが挙げられる。このほか、政権側による毒性化学物質の使用により、自国民に被害が及んだ例として、法の執行を目的としたものもある。たとえば、2002年に、チェチェン共和国の独立派武装勢力がモスクワの劇場を占拠し、観客を人質にとりチェチェン共和国からのロシア軍の撤退を要求した。この事態を制圧するためにロシア政府は特殊ガスを使用し、その結果犯行グループの42名全員が死亡したほか、人質側も129名が死亡している。

政府により毒性化学物質が使用される例に加えて、テロリスト等の非国家主体による化学兵器を用いた犯罪行為もある。1994年から1995年に、我が国でオウム真理教が、教団の立ち退きを求める訴訟を担当する判事を殺害する目的でサリンを散布し、8名の死者を出した松本サリン事件、また、教団への捜査の攪乱と首都圏の混乱を目的として地下鉄車両にサリンを散布し、13名の死者を出した東京地下鉄サリン事件は、テロリストによる化学兵器を用いた犯行の顕著な例である。この事件により、一般的な技能と知識を持った化学者であれば、化学兵器を容易に製造することができること、また、化学兵器製造装置が容易に入手可能であることが明らかになっている。

以上のように、毒性化学物質は、国家間戦争における軍事目的で兵器として用いられることに加え、内戦や紛争で政権側が自国民を殺傷する目的で使用したり、暴動鎮圧の目的で法執行に用いられ、それにより非意図的な殺傷をもたらしたり、テロリストによる犯罪行為に用いられる可能性が懸念されるのである。軍事技術の発展や安全保障環境の変化に伴い、毒性化学物質は、軍事利用と民生利用の二面性を持つだけでなく、さまざまな用途で用いられるマルチ・ユースの側面をもつようになっているものといえる。

### CWCにおける化学兵器の定義と禁止への取組み

1993年に成立したCWCは、このような多様な用途を持つ化学物質を兵器として破壊行為に用いることを禁止しており、そのために、化学兵器をその使用の目的に応じて定義している。すなわち、化学兵器とは「毒性化学物質及びその前駆物質」とし、「ただし、この条約によって禁止されていない目的のためのものであり、かつ、種類及び量が当該目的に適合する場合を除く」（化学兵器禁止条約第2条1項(a)）と規定されるのである。そのうえで、この条約によって禁止されていない目的として、以下の4項目を規定している。①工業、農業、研究、医療又は製薬の目的その他の平和的目的、②防護目的、すなわち、毒性化学物質及び化学兵器に対する防護に直接関係する目的、③化学兵器の使用に関連せず、かつ、化学物質の毒性を戦争の方法として利用するものではない軍事的目的、④国内の暴動の鎮圧を含む法の執行のための目的である。

第一の平和目的とは、民間化学産業における民生利用のための化学物質や、農業用途の農薬などの生産であり、このような平和目的での使用は CWC で禁止されていない。第二の防護目的とは、化学兵器を用いた攻撃が発生した場合に備え、防護のための研究として毒性化学物質を扱うことである。日本では、CWC の実施法として策定されている化学兵器禁止法において、「国の施設であって、特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究(特定研究)のために特定物質の製造をする施設として、一を限り政令で指定する」(化学兵器禁止法第 34 条)と規定し、その施設として陸上自衛隊化学学校(化学兵器禁止法施行令第 6 条)を指定し、防護目的で毒性化学物質を扱うことを認めている。第三の目的は、具体的な用途は明示されていないが、限定的な信号、煙幕、また敵の装備品を破壊したり、その視界を制限する効果をもたらすために白リン弾のような化学物質を用いることを指すものと考えられる。第四の法の執行目的とは、警察等の法執行機関が暴動の鎮圧などを目的として非致死性の催涙剤やくしゃみ剤と呼ばれる化学物質を使用することである。

以上のように、使用の目的が多様である場合に、その使用が条約で禁止されていない目的であることをいかに確保するかという問題が生じる。そこで、CWC は、締約国に対して、条約上の義務を履行するために、自国の領域内及び管轄下にある個人や企業を含む法人の活動に対しても、CWC の義務が適用されるよう国内法を整備することを義務付けている。さらに、締約国による CWC の遵守を確保するために、詳細な検証制度を設け、条約で禁止されない活動もその対象としている。また、条約の不遵守の疑いに際しては、CWC 締約国が、国連安全保障理事会及び国連総会に対して注意喚起する権利を規定すると同時に、第三国からの申立てによる査察、すなわちチャレンジ査察を制度化し、条約の不遵守を網羅的に明らかにする仕組みを備えている。CWC は、化学兵器の全面禁止という国際規範を確立するために、締約国に対して保有する化学兵器の廃棄を義務付けると同時に、CWC において禁止されていない目的での化学物質を用いた活動が、化学兵器へと転用されることがないように監視する体制が制度化されているのである。その制度の運用に際してはさまざまな課題が存在するものの、これらの制度の効力を高めることにより、その規範理念を実現することが目指されている。

CWC がこのように化学兵器の廃絶を目指すものであることから、シリアの化学兵器の問題に対処し、化学兵器の全面禁止という国際規範を維持するためには、シリアが CWC の加盟国となり、その義務を遵守することが極めて重要な第一歩となるのである。

(平成 26 年 1 月 27 日脱稿)

本稿の見解は、防衛研究所を代表するものではありません。無断引用・転載はお断り致します。  
ブリーフィング・メモに関するご意見・ご質問等は、防衛研究所企画部企画調整課までお寄せ下さい。  
防衛研究所企画部企画調整課

外 線 : 03-3713-5912

専用線 : 8-67-6522、6588

FAX : 03-3713-6149

※防衛研究所ウェブサイト : <http://www.nids.go.jp>